

専門委員による調査について

■専門委員一覧	2
■各分野の調査項目一覧	5
①農林漁業	5
②建設・不動産	6
③製造業	6
④食品産業	7
⑤上水道	8
⑥下水道	9
⑦情報通信	9
⑧運輸・物流	9
⑨中小企業	11
⑩小売・卸売業	12
⑪金融	12
⑫サービス業	13
⑬観光	13
⑭学校・スポーツ・文化	14
⑮医療・福祉、勤労者等	17
⑯地方公共団体	23

※調査項目及び内容については、今後の調査の進捗等により追加・修正等がなされうる。

原子力損害賠償紛争審査会 専門委員一覧

分野名	分野詳細	氏名	現職
農林漁業	農産物	藤島 廣二	東京農業大学 国際食料情報学部 教授
		佐藤 和憲	独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構 中央農業総合研究センター 農業経営研究領域 上席研究員
	畜産	内藤 廣信	社団法人全国肉用牛振興基金協会 事務局長
	農業経営、 農地、 土地改良	中嶋 康博	東京大学大学院農学生命科学研究科 准教授
	林野	伊神 裕司	独立行政法人森林総合研究所 加工技術研究領域 主任研究員
	水産	田坂 行男	独立行政法人水産総合研究センター 中央水産研究所 経営経済研究センター長
建設・不動産		熊谷 則一	弁護士
		丹羽 秀夫	公認会計士
		富田 和久	社団法人全国建設業協会 技術顧問
		島崎 明	社団法人日本建設業連合会 事務局次長
		市川 宜克	社団法人全国宅地建物取引業協会連合会 専務理事
製造業		吉川 昌範	東京工業大学 名誉教授
		聖生 清重	ファッションビジネスフォーラム 代表
		中田 三郎	社団法人日本化学工業協会 常務理事
食品産業		西藤 久三	財団法人食品産業センター 理事長
		饗庭 靖之	弁護士
	貿易	櫻井 研	農研機構・農業者大学校 講師
上水道		小泉 明	首都大学東京 教授
		御園 良彦	日本水道協会 専務理事
		竹村 雅之	全国上下水道コンサルタント協会 上水道委員会委員
下水道		佐藤 弘泰	東京大学大学院新領域創成科学研究科 准教授
		藤木 修	日本水工設計(株)東京支社副支社長
情報通信		近藤 寛人	社団法人電気通信事業者協会 企画部長
		大寺 廣幸	社団法人日本民間放送連盟 事務局長兼研究所長
		渡辺 久哲	上智大学文学部新聞学科 教授
		関口 博正	神奈川大学経営学部 准教授

分野名	分野詳細	氏名	現職
運輸・物流	陸運・物流	藤井 章治	公益社団法人日本バス協会 理事長
		北村 一夫	弁護士
		廣野 常也	社団法人日本自動車整備振興会連合会調査企画部長
		森本 洋	社団法人日本倉庫協会 常務理事
		山口 修司	弁護士
	海運・港湾	竹内 健蔵	東京女子大学 現代教養学部国際社会学科経済学専攻 教授
		井上 晃	社団法人日本船主協会 常務理事総務部担当
		前田 耕一	外国船舶協会 専務理事
		及川 武司	日本内航海運組合総連合会 審議役
		谷口 克己	社団法人日本旅客船協会 理事長
		金近 忠彦	社団法人日本港湾協会 港湾政策研究所長
	航空	戸崎 肇	早稲田大学 アジア研究機構アジア研究所 教授
		辻岡 明	定期航空協会 理事長
加藤 一誠		日本大学 経済学部 教授	
中小企業		吉岡 毅	日本弁護士連合会中小企業法律支援センター事務局長
		荒牧 知子	荒牧公認会計士事務所 所長
		苧野 恭成	全国商工会連合会 企業支援部長
小売・卸売業		菊池 一夫	明治大学商学部 准教授
		河本 博隆	全国石油商業組合連合会 副会長・専務理事
金融	預金取扱 金融機関	青木 智	社団法人全国地方銀行協会 協会運営会議行室 審議役
		三浦 謙一	社団法人第二地方銀行協会 金融情報室 部長
		荒木 孝幸	社団法人全国信用金庫協会 企画部 次長
		藤池 智則	堀総合法律事務所 弁護士
	保険	石橋 融	日本原子カプール 賠償責任保険損害業務委員会 主査
		鶴田 征也	日本原子カプール 賠償責任保険損害業務委員会 主査代理
サービス業		斎藤 敏一	社団法人スポーツ健康産業団体連合会 会長 公益社団法人経済同好会 サービス産業活性化委員長
		稲葉 秀雄	社団法人全国学習塾協会 専務理事
		浅野 健	社団法人日本印刷産業連合会 副会長
		善積 俊夫	社団法人日本クラシック音楽事業協会 常務理事
		三岡 美樹	社団法人リース事業協会 環境・省資源委員会副委員長

分野	分野詳細	氏名	現職
観光		野澤 幸司	全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会 常務理事
		川野 雅之	企業再建コンサルタント
		畑 敬	畑・植松法律事務所
		吉武 賢次	協和特許法律事務所
		渡辺 厚	立教大学観光学部 兼任講師
学校・ スポーツ・ 文化		藤原総一郎	森・濱田・松本法律事務所 弁護士
		武井 勲	一般社団法人 実践リスク・マネジメント研究会理事長
		小澤 徹夫	東京富士法律事務所 弁護士
		素川 富司	日本私立大学協会 調査役
医療・福祉・ 勤労者 等	医療業 生活衛生関係営業 社会福祉施設 勤労者 等	今村 聡	社団法人日本医師会 常任理事
		桑原 廣美	財団法人全国生活衛生営業指導センター 研修部長
		川井 一心	社会福祉法人全国社会福祉協議会 常務理事
		山口浩一郎	独立行政法人労働政策研究・研修機構 理事長
地方公共団体		内貴 滋	帝京大学経済学部 教授
		田村 秀	新潟大学法学部 教授
		畑山 栄介	政策研究大学院大学 准教授
		杉山 栄一	静岡県商工連合会 専務理事
その他		沖野 眞己	東京大学大学院法学政治学研究科 教授
		水野 謙	学習院大学法学部 教授
		四元 弘子	森・濱田・松本法律事務所 弁護士

農林水産業分野における調査事項等

調査項目	具体的調査内容
① いわゆる風評被害	<ul style="list-style-type: none"> ・減収の状況について調査・整理。 ・追加的費用の種類・項目等を調査・整理。 ・検査対象品目・検査時期等を調査・整理。 ・4月までの出荷制限県等以外の地域も含め、農林水産物（非食用も含む。）の価格・出荷額等に係る定量的情報についての過去との比較や、個別事例の収集等を実施。 ・いわゆる風評被害を懸念した出荷、操業、作付け等の自粛・調整に係るものについても調査・整理。 ・損害額の簡便な算定方法についても検討（添付書類の簡素化等を含む。以下同じ。）。
② 価格・所得安定制度等と賠償との関係	<ul style="list-style-type: none"> ・戸別所得補償制度をはじめとする各種制度等における考え方を整理するとともに、農林漁業者等の被害の発生状況について調査・整理。
③ 農地・森林等の財物価値の減少と除染に係る損害	<ul style="list-style-type: none"> ・避難等区域内外の農地等の除染に係る地域や経費、農地、森林、立木の価値の減少・喪失、団体施設、共有施設の損害等について調査・整理。 ・損害額の簡便な算定方法についても検討。
④ 廃業、倒産、移転に係る損害	<ul style="list-style-type: none"> ・廃業等による損害の種類、原因等について調査・整理（個別事例の収集・整理を含む。）。 ・移転に必要な経費、必要な合理的期間における逸失利益の調査・整理。 ・損害額の簡便な算定方法についても検討。
⑤ 避難区域等の外における農業・畜産関連企業及び関連業種の損害	<ul style="list-style-type: none"> ・配合飼料メーカーや獣医師等の営業損害、飼料用穀物等の輸入船舶の寄港拒否（抜港）による損害、取引先が営業できないことに伴う債権回収不能、JAの損害（債権回収不能、つなぎ融資金利等）等に関して、減収、追加的経費、就労不能等に伴う損害等を調査・整理。 ・損害額の簡便な算定方法についても検討。
⑥ 政府指示等に係る損害 (第一次、第二次指針に明記していない事項)	<ul style="list-style-type: none"> ・避難指示等による農林漁業者、農業畜産関連企業等の損害、土地改良施設等の財物価値の喪失又は減少に係る損害、集落排水施設から発生した汚泥の放射性物質検査費用等について調査・整理。 ・避難指示等により農業ができなくなること等の精神的損害について調査・整理。 ・出荷制限指示等による農林漁業者、農業畜産関連企業等の損害、国の助言を踏まえたモニタリング結果がでるまでの漁業操業自粛による損害等について調査・整理。 ・作付制限等による減収や追加的費用、作付制限等の解除後の損害等について調査・整理。 ・損害額の簡便な算定方法についても検討。
⑦ 輸出に係る損害	<ul style="list-style-type: none"> ※ 食品産業分野の4と併せて調査・整理。

⑧ その他農林水産業の損害の範囲を判断するために必要な事項	
-------------------------------	--

建設・不動産分野における調査事項等

調査項目	具体的調査内容
① 営業損害となる「逸失利益」「追加的費用」	<ul style="list-style-type: none"> ・避難等区域（及びその周辺）における建設・不動産業の基礎的データの収集・整理 ・営業利益の減収分、追加的費用の具体的算定方法の検討 等
② いわゆる風評被害	<ul style="list-style-type: none"> ・いわゆる風評被害の現状把握 <ul style="list-style-type: none"> ➢ リース会社からの建設機械等の買取請求、発注者からの福島県産の建設資材（木材等）の使用拒否、処理業者からの建設資材廃棄物の受取拒否 等 【建設業】 ➢ 取引件数の減少、取引価格の下落、契約済み物件の解約、除染補修費用、賃借人の退去状況 等【不動産業】 等
③ その他	<ul style="list-style-type: none"> ・契約相手方からの契約解除等に伴う営業損害の取扱い ・建設機械等の損害の取扱い ・放射線量が比較的高い地域で活動する企業や労働者についての補償の取扱い 等

製造業分野における調査事項等

調査項目	具体的調査内容
① 営業損害	<ul style="list-style-type: none"> ・指示、制限等の対象地域内（避難準備地域を含む） （直接損害） <ul style="list-style-type: none"> ➢ 企業の生産停止に伴う取引等の減収、在庫放棄による損失、管理不能となった財物価値の損失等 （間接損害） <ul style="list-style-type: none"> ➢ 域内に立地している製品供給元企業からの供給停止または域内に立地している製品供給先企業の操業停止により、生産（操業）停止となった際の営業・取引の減収分 等 ・契約変更に伴う営業・取引の減収分（今後生じうる売上高に対する逸失利益を含む） ・原材料・取水・水道水等に使用制限の発生に伴う生産停止による営業・取引の減収分 ・出荷に時間を要した場合における、原料、材料、製品の価値低下等にかかる損失 ・輸送経路変更に伴う負担増

	<ul style="list-style-type: none"> ・生産委託・代替生産、工場・設備の移転、顧客対応等に伴う追加費用 ・操業停止に伴う、製造を伴わない工場の維持管理にかかる費用 ・材料への放射性物質混入に伴う製品回収費用及び他地域から製品を代替輸送した費用 ・従業員の避難先への移動費用や代替住宅の提供に係る費用
② いわゆる風評被害	<ul style="list-style-type: none"> ・風評被害により取引を停止された際の営業・取引の減収分 ・生産した製品の海外輸出の際、外国の港湾、空港において積み卸しを断られた際の追加の輸送費 ・生産した製品等の放射線量の検査費用、安全証明費用

食品産業分野における調査事項等

調査項目	具体的調査内容
① いわゆる風評被害	<ul style="list-style-type: none"> ・食品産業の特徴等を踏まえ、生鮮食品を始めとする仕入商品又は原材料の産地別、工場・事業所の立地地域別、食品産業の業態別(製造・卸売・仲卸・小売・外食等)、品目別等の区分ごとに、キャンセルや返品などによる取引量等の変化及びそれによる減収等を調査・整理。 ・同じく、廃棄費用の発生や抜港等による調達費用の増加などの追加的費用等を調査・整理。 ・食品産業の特徴等を踏まえ、検査の内容、頻度、方法、理由、費用等を調査・整理。 ・損害額の簡便な算定方法についても検討。
② 避難等の指示及び出荷制限指示等に伴う原料調達等の不能による損害	<ul style="list-style-type: none"> ・食品産業の業態別等の類型により、減収、追加的費用等を調査・整理。 ・損害額の簡便な算定方法についても検討。
③ 政府指示等に係る損害 (第一次、第二次指針に明記していない事項)	<ul style="list-style-type: none"> ・食品産業の業態別等の類型により、避難指示、出荷制限指示等の解除後の損害、仕入れた出荷制限品目の販売等の断念等に伴う追加的費用等も含め損害を調査・整理。 ・損害額の簡便な算定方法についても検討。

調査項目	具体的調査内容
④ 輸出に係る損害	<ul style="list-style-type: none"> ・外国政府による輸入規制（検査実施要求を含む）の調査・整理。 ・品目別・輸出地域別等の類型により、輸血量の変化や損害事例から、営業損害（減収、追加的費用）、検査費用等を調査・整理。 ・損害額の簡便な算定方法についても検討。 ・日本からの輸出にかかる損害について、海外における損害事例の収集等により調査・整理。 ・海外における取引先から要求される検査の費用等について調査・整理。 ・損害額の簡便な算定方法についても検討。
⑤ その他食品産業の損害の範囲を判断するために必要な事項	

上水道分野における調査事項等

調査項目	具体的調査内容
1. 避難区域等における損害	
①原発周辺で放射性物質により水源・浄水場等が使えなくなることによる損害の内容、損害状況、算定方法	①原発周辺で放射性物質により汚染されたことにより、水源・浄水場等が使えなくなる事態が生じているかどうかについて損害の内容、損害状況及び損害額の算定方法を調査。
②原発周辺で水道事業の実施ができなかったことによる損害の内容、損害状況、算定方法	②各水道事業等の1日あたりの営業利益を過去の実績を元に整理し、避難区域等に指定され営業できなかったことで生じた損害の内容、損害状況及び損害額の算定方法を調査。
③原発周辺で水道事業を再開するにあたっての所要作業、及びそれにかかる費用の算定方法	③停止していた水源・浄水場等の運転開始に必要な作業、及び配水管路の洗浄作業など管路の供用開始に必要な作業の調査。また、浄水場の覆蓋など水道水中の放射能物質を抑制するために講じた作業等の調査。
2. 摂取制限に係る損害	
④水道水の摂取制限の実施により水道事業者等・地方公共団体に生じた損害状況	④放射性物質の測定費用（機器購入費含む）並びに摂取制限の実施により生じたペットボトル調達、粉末活性炭の投入、住民への広報等の損害状況を調査。
⑤水道水中の放射性物質の測定・除去等の対応による損害状況	④と同様。
⑥摂取制限の実施・いわゆる風評被害による損害の範囲・算定方法	⑥過去の水使用量の実績と今回減少した水使用量の比較を元に、摂取制限の実施・風評被害による損害の範囲を調査。
3. 摂取制限の対象外地域における損害	
⑦いわゆる風評被害による損害の範囲	⑥と同様。

困・算定方法	
⑧水道水中の放射性物質の測定・除去等の対応による損害状況（再掲）	④と同様。
4. その他	
⑨浄水汚泥中の放射性物質の測定及び放射性物質を含む浄水汚泥の処分等の対応による損害状況	⑨浄水汚泥中の放射性物質の測定及び放射性物質を含む浄水汚泥の処分等の対応による損害状況を調査。

下水道分野における調査事項等

調査項目	具体的調査内容
① 下水汚泥等の処理、処分、有効利用に関する損害の調査	・下水汚泥等に放射性物質が含まれることで生じた下水道管理者の損害について、原子力発電所事故との因果関係を客観的に評価する。
② 被害額の算定方法確立のための調査	・①の損害の算定方法について調査する。

情報通信分野における調査事項等

調査項目	具体的調査内容
通信、放送及び郵政関係事業者等が受けた損害の範囲	・原子力災害に伴い、逸失した営業利益、価値喪失した財物、代替性のない部品で棄損したものがあるか等の実態調査を踏まえた損害項目の整理及び損害額の算定方法の検討等

運輸・物流分野における調査事項等

調査項目	具体的調査内容
陸運・物流分野	
【営業損害】	
①対象区域内における営業損害	・政府による避難等の指示がなされた区域内で営業していた事業者の、震災前後の営業状況等の実態を把握し、本来であれば得られたであろう売上高等の損害額の調査を行う。
②追加的費用（営業所等の移転費用）	・避難区域等の設定に伴う営業所の移転等の実態を把握し、他の移転事例も参考にしながら、客観的に損害として認めることができる費用等について調査を行う。 ・避難区域等の設定に伴う輸送の迂回等によるコスト増の有無及びそのコストの運送事業者の負担状況について調査を行う。

③廃業損害	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃業の実態を把握し、他の廃業事例も参考にしながら、客観的に損害として認めることができる費用等について調査を行う。
【財物価値の喪失又は減少】	
営業用資産の損害	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象区域内に残された営業用資産（設備・車両・機器等）の想定される損害（除染等に係る費用等）について分析を行い、客観的に損害として必要性が認められる費用等について調査を行う。
【いわゆる風評被害】	
①本件事故との因果関係調査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各事業における本件事故後の各事業者の営業収入と過去の営業収入等との比較や、全国の動向との比較、地域内の人口・産業等の動向等について調査を行い、震災による消費マインドの低迷等の影響度合いを分析しつつ、本件事故に伴う営業への影響について調査を行う。 ・ 各事業者等に対して、アンケート調査を行い、予約（受注）のキャンセル状況（件数、影響額、理由等）、新規予約の状況、輸送実績等の実態を調査し、本件事故による営業への影響が生じている時期・範囲等について調査を行う。 ・ その際、過去の同時期・同地域の状況や全国の動向と比較することにより、震災による消費マインドの低迷等の影響度合いを分析する。 ・ 物流事業者（トラック事業者、貨物利用運送事業者、倉庫事業者等）が間接的に受けた損害（荷主企業との取引停止、輸出入の減少に伴う取扱貨物の減少等）の実態を把握し、本件事故による影響度合い等（規制品目の有無等）について調査を行う。
海運・港湾分野	
【営業損害】	
①航行危険区域設定に伴う損害	<ul style="list-style-type: none"> ・ 迂回航行にかかる燃料費については、迂回航行時と通常航行時の燃料消費量の差を調査する。また、その他の追加的費用の有無など、損害額の合理的な計算方法の算定に資する調査を行う。
②津波で座礁した船舶が避難等指示により救助作業に着手できないことによる損害の実態把握	<ul style="list-style-type: none"> ・ 津波による損害と避難等指示による損害の切り分けをした上で、原発事故がなければ得られたであろう逸失運航利益を算出する。また、その他の損害項目の有無、損害額の合理的な計算方法について調査する。
【いわゆる風評被害】	
①営業損害の範囲に関する調査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海外の港湾における放射線検査の結果等により、入港拒否やコンテナの留置等が発生した場合の損害について、損害額の合理的な計算方法について調査する。また、その他の損害項目の有無、損害額の合理的な計算方法について調査する。

②放射線検査等に伴う港湾関係者の損害の範囲	・日本発コンテナの放射線検査の実施が求められるなど、原発事故に伴い港湾関係者の負担が増加しており、その損害を調査する。
③旅客数減少の影響を受けている航路の範囲及び減少量	・震災後の旅客数について、地域ごと、外国人等のグループごとに調査を行い、旅客数を前年と比較し、震災による消費マインドの低迷等の影響と原子力被害の影響を分析する。あわせて、予約のキャンセル状況やその理由を調査する。
【検査費用（物）】	
①日本出港前の検査、除染費用に関する調査	・海外の港湾における放射線検査の有無、基準値、根拠を調査する。その上で、検査・除染費用の負担者、検査・除染を行った隻数並びにコンテナ数及び1件あたりの検査・除染費用を調査する。
②国内輸送用船舶等における検査等に関する調査	・震災後に実施された国内輸送用船舶等の放射能検査について、検査にかかった費用（検査機器の設置費用を含む。）とその実施理由について調査する。
航空分野	
【営業損害】	
飛行禁止区域の設定による損害についての調査	・迂回飛行や燃料積増による燃費悪化によって、どの程度燃油消費量が増加したか、飛行禁止区域設定以前の消費量と比較し、原子力損害の範囲を調査する。
【検査費用（物）】	
放射能検査に伴う費用等についての調査	・放射能検査機器の購入費用、検査に係る人件費、委託費等について調査し、原子力損害の範囲を調査する。
【いわゆる風評被害】	
売上の減少等についての調査	・震災前後の実績データ等から、羽田空港及び成田空港着の国際線を利用する訪日旅客数の減少等による売上の減少や各空港ターミナルにおける物品販売等の売上の減少を調査し、原子力損害の範囲を調査する。

中小企業分野における調査事項等

調査項目	具体的調査内容
①営業損害（いわゆる風評被害等を含む）の実態把握	縦割り業種で行う調査内容も踏まえつつ、業種横断的に、中小企業分野について、規模の特性にも考慮しつつ、地域別に、原子力発電所事故による要因とその他の要因との切り分け方法等について調査する。

②営業損害（いわゆる風評被害等を含む）の範囲	縦割り業種で行う調査内容も踏まえつつ、業種横断的に、中小企業分野について、規模の特性にも考慮し、時間的、空間的な範囲、かつ、他の要因との切り分けに留意しつつ、営業損害の範囲を調査する。
③営業損害（いわゆる風評被害等を含む）の算定方法	縦割り業種で行う調査内容も踏まえつつ、業種横断的に、中小企業分野について、規模の特性や事務処理能力を考慮し、簡便な方法による営業損害の算定方法を調査する。

小売・卸売業分野における調査事項等

調査項目	具体的調査内容
① 営業損害	<ul style="list-style-type: none"> ・避難等区域及び周辺地域における小売・流通業の企業数、売上高等の調査 ・営業上の逸失利益の具体的算定内容及び方法の検討 ・事業所・店舗・倉庫等の休業・移転、商品の調達先変更、被災地支援キャンペーン等の実施、放射線検査に係る機器の購入等の現状把握及びこれら追加的費用の算定方法検討 ・営業不能であっても長期的にかかる費用の把握 ・地元官公庁等の要請により、採算を度外視して営業を継続したことによる損害の把握 ・土地・建物が、放射能汚染されたことにより資産価値が減少したことによる損害の把握 ・廃業した企業等の現状把握及び廃業等の補償に係る算定方法の検討 等
② いわゆる風評被害	<ul style="list-style-type: none"> ・買い控えによる販売減、商品の受取拒否等、風評被害の具体的内容及び現状の把握及びその範囲の検討等
③ 管理不能による盗難、損壊による損害	<ul style="list-style-type: none"> ・管理不能による現金、商品、資産の盗難、損壊の現状把握
④ 申請方法	<ul style="list-style-type: none"> ・簡易な申請方法や概算払い等について検討

金融分野における調査事項等

調査項目	具体的調査内容
金融機関における損害の範囲及び算定方法	金融機関の原子力損害（風評被害を含む）として、相当因果関係が認められる損害の範囲及び損害額算定方法について議論・調査を行う。

サービス産業分野における調査事項等

調査項目	具体的調査内容
① 営業損害	<ul style="list-style-type: none"> ・避難等区域及び周辺地域におけるサービス産業の企業数、売上高、企業の営業活動の現状把握等の調査 ・逸失利益の算定方法、休業等による、職員の休業手当支給等に伴う出費に対する補償の検討 ・事業拠点の移転等を行った企業の現状把握、移転等に伴う追加費用の現状把握及びこれら追加的費用の算定方法の検討 ・廃業した企業等の現状把握及び廃業等の補償に係る算定方法の検討等
② いわゆる風評被害	<ul style="list-style-type: none"> ・各業種における風評被害の現状把握及びその範囲の検討
③ 請求方法	<ul style="list-style-type: none"> ・簡易な請求方法に関する検討
④ 検査費用	<ul style="list-style-type: none"> ・放射性物質への曝露の有無の確認、海洋水・井戸水の水質検査等をする目的で行った検査費用等の具体的な算定方法の検討
⑤ その他	<ul style="list-style-type: none"> ・避難等区域内に所在するユーザーのリース料滞納調査、避難等区域内にある再販が不可能になったリース物件の損害額、避難等区域外にあるリース物件における汚染及び除染費用の調査等

観光分野における調査事項等

調査項目	具体的調査内容
①過去の観光に関する風評被害発生時との比較	<ul style="list-style-type: none"> ・過去の自然災害・感染症発生時における観光に関する風評被害について、今回の状況と比較・分析することで、原子力損害として相当因果関係を是認できる範囲を特定する。
②観光関連産業におけるいわゆる風評被害の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・国内外の旅行者の旅行に関する意識等について、原発事故との関係を整理・分析することにより、観光関連産業に生じた被害から、旅行自粛等の他の要因を除き、原子力損害と認められる部分を特定する。
③観光関連産業における損害の類型化と被害額の算定方法	<ul style="list-style-type: none"> ・観光関連産業における損害の類型化と類型別の被害額の算定方法を体系的に整理する。

学校・スポーツ・文化分野における調査事項等

調査項目	具体的調査内容
学校関係	
1. 政府による避難等指示に係る損害	
①学校に係る営業損害・就労不能等の損害状況及び損害額算定方法に関する調査	<p><想定される損害の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校の避難等対象区域外への移転費用（必要な応急仮設校舎等の設置及び既存建物の借用等に係る経費、学校に備えるべき教材・備品の購入に要した経費等） ・通学のためのスクールバスの調達・運行や交通費の補助など通学手段の確保に要した経費 ・休校に伴う授業料等収入の減少による損害 ・休校等により私学助成などの補助金が得られなくなることによる損害 ・私立学校の教職員の就労不能等（給与不払等）の損害 ・私立学校が廃校を余儀なくされたことによる費用 <p>・以上のような損害等について、地域別、学校種別に、損害額の実態を調査し、生じた損害の類型化、賠償範囲の明確化のための情報の整理及び標準的な損害額の算定方法を検討する。 （なお、公立学校については、特に小中学校段階については保護者に対してその保護する子女を就学させる義務を課すとともに、市町村に対して小中学校を設置する義務を課すなど、特に就学機会を確保するための施策を講じる要請があり、そのため、各自治体においては避難した児童生徒等の就学機会を確保するための様々な施策を講じているという公立学校特有の事情を考慮する。）</p>
②学校の在学生及び保護者の損害状況及び損害額算定方法に関する調査	<p><想定される損害の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の学校への転学に伴う入学金、授業料、交通費の追加 ・避難所生活に伴う、避難所から学校への交通費の追加など追加的経費 ・その他入学予定又は在籍中の学校に入学又は在籍できなかったことによる損害 <p>・以上のような、在学生・保護者が転学・入学辞退・移転先での通学等を余儀なくさせられたことによる損害（精神的損害を含む）の実態を調査し、標準的な損害額の算定方法を検討する。</p>

2. 政府による避難指示等の対象外区域における損害	
①放射線量の上昇等による学校における損害の状況及び損害額算定方法に関する調査（いわゆる風評被害に関する調査（②）を除く。）	<p><想定される損害の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高い放射線量が測定された学校における校舎・校地・備品等の除染に関する費用（校地の土壌対策に係る費用、空調設備、扇風機の設置等を含む） ・ 線量計の購入等に要した経費 ・ 屋外活動制限に伴う代替施設（体育館等）の確保等に要した経費 ・ 幼児・児童生徒・学生や保護者に対し学校がカウンセリングを行う経費 ・ 原発事故の影響により経済的に困難となった幼児・児童生徒・学生に対する授業料減免に係る費用 ・ 以上のような損害について、避難等区域外に存在する学校における損害額の実態を調査し、損害の類型化及び標準的な損害額の算定方法を検討する。
②学校に関するいわゆる風評被害の状況及び損害額算定方法に関する調査並びに風評被害の範囲を判定するための調査	<p><想定される損害の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原発事故を理由とした幼児・児童生徒・学生・留学生の転学・入学辞退・入学者の減少等に伴う授業料等収入の減少による損害 ・ 留学生や日本人学生の転学・入学辞退を防止するための取組に係る費用 ・ 休校等により私学助成などの補助金が得られなくなることによる損害 ・ 上述を理由とした学校の経営悪化に伴う教職員の就労不能等（給与不払等）の損害 ・ 上述を理由として私立学校が廃校を余儀なくされたことによる費用 <p>i) 以上のような風評被害について、避難等区域外に存在する学校における損害額の実態を調査し、損害の類型化及び標準的な損害額の算定方法を検討する。</p> <p>ii) 風評被害の範囲を判定するため、地域別・学校種別に、転学・入学辞退者数等を時系列で整理し、過去の推移と比較する。その際、転学・入学辞退等の理由を考慮することにより、地震・津波による影響を排除する。</p>
3. その他	

①学校に関する営業損害、就労不能等の損害の終期を判断するための調査	・地域別・学校種別に、転学・入学辞退者等を時系列で整理し、過去の推移と比較する。その際、転学・入学辞退等の理由を考慮することにより、地震・津波による影響を排除する。
②財産的価値の減少に関する調査	・放射線に伴う学校の施設・設備等の資産価値減少などの損害について調査する。(農業分野の実習・実験材料(動植物を含む)の廃棄に伴う損失など)
文化・社会教育関係	
1. 政府による避難等指示に係る損害	
①営業損害	・公演・イベント、展覧会、講座等の中止・延期に伴う施設及び関係者等の損害(チケットの払い戻し等の通常業務の範囲を超えた業務を含む) ・施設の廃館・休業、利用・貸出の中止等に伴う損害 ・高い放射線量が測定された施設の移転、展示品・収蔵品(図書、動植物を含む)等の移動・保管等に関する損害 ・文化財の公開・活用の中止・延期、内容変更等に伴う損害
②就労不能等に伴う損害	・文化・社会教育施設の廃館・休業、利用・貸出の中止等により就労不能・収入減等となった者の損害
③財物価値の喪失又は減少等	・高い放射線量が測定された文化・社会教育施設の建物、設備、展示品・収蔵品(図書、動植物を含む)等の価値の喪失・減少、復旧に要する除染、土壌の入れ替え、処分等の損害 ・高い放射線量が測定された文化財及び文化財の保存・管理、公開・活用のための施設・用具等の価値の喪失・減少、除染、土壌の入れ替え、処分等の損害 ・今後の財物価値の喪失・減少を防ぐため、空間線量率が高い地域における文化財の管理、または、空間線量率が高い地域からの文化財の移動・保管に係る損害
2. 警戒区域等に指定された住民の避難所となったことによる文化・社会教育施設の運営変更に係る損害	
①営業損害	・公演・イベント、展覧会、講座等の中止・延期等に伴う施設及び関係者等の損害(チケットの払い戻し等通常業務の範囲を超えた業務に係る損害を含む) ・会場や出演者・講師、演目、出品内容等の変更・縮小に伴う施設及び関係者等の損害 ・廃館・休業、利用・貸出の中止等に伴う損害 ・施設の移転、展示品・収蔵品(図書、動植物を含む)等の移動・保管に係る損害

②就労不能等に伴う損害	・施設の廃館・休業、利用・貸出の中止等により就労不能・収入減等となった者の損害
3. いわゆる風評被害による営業損害	
	<ul style="list-style-type: none"> ・公演・イベント、展覧会、講座等の中止・延期に伴う施設及び関係者等の損害（チケットの払い戻し等通常業務の範囲を超えた業務に係る損害を含む） ・会場や出演者・講師、演目、出品内容等の変更・縮小に伴う施設及び関係者等の損害 ・施設の廃館・休業・利用・貸出の減少に伴う損害 ・文化財の公開・活用中止・延期、内容変更等に伴う損害

医療・福祉、勤労者分野における調査事項等

調査項目	具体的調査内容
医療（医療施設）分野	
①域外搬送された入院患者・同行者の滞在費	域外搬送された入院患者のうち賠償の対象となり得る者の範囲を確定するため、域外搬送された入院患者の搬送理由・搬送時期等の実態を把握する。また、搬送先での入院費、生活費等の増加額を把握する。（ただし、同行者の滞在費については、医療分野ではなく、一般の避難等対象者が負担した費用の調査の中で把握する。）
②身近な医療機関が診療機能を制限することにより、遠方の医療機関を利用せざるを得なくなるに伴う時間的・金銭的コスト	20-30km 圏内、緊急時避難準備区域（計画的避難区域を除く。）内の住民について、遠方の医療機関を受診するために追加で必要になった経費（交通費等）について調査する。
③受診機会の低下に伴う症状の重症化による損害	近隣の医療機関の診療制限により、受診機会の低下がどの程度発生しているのか及びこれに伴う健康への影響について、調査する。

<p>④20km 圏内、計画的避難区域の医療機関の診療停止による営業損害</p>	<p>診療停止の状態にある医療機関について、過去の収益額の実績を把握することにより、逸失利益を算定する。その際、季節による患者数の増減等の収益額への影響を考慮する。</p> <p>また、不動産や診療停止により使用不能となる医薬品等財物の価値の喪失・減少による損害額、借入金の返済延期による利息の増加による損害額、患者の避難等による未収金の増加による損害額について調査する。</p>
<p>⑤20-30km 圏内、緊急時避難準備区域（計画的避難区域を除く。）の医療機関の診療縮小又は診療停止による営業損害（患者数の減少による営業損害を含む。）</p>	<p>入院停止等の状態にある医療機関について、原発事故後の収益額の実績と過去の収益額の実績を比較することにより、逸失利益を算定する。その際、季節による患者数の増減等の収益額への影響を考慮する。</p> <p>また、不動産や診療停止等により使用不能となる医薬品等財物の価値の喪失・減少による損害額、借入金の返済延期による利息の増加による損害額、患者の避難等による未収金の増加による損害額、自主避難・離職をした職員の代替職員の確保のための費用について調査する。</p>
<p>⑥20km 圏内、計画的避難区域、20-30km 圏内、緊急時避難準備区域（計画的避難区域を除く。）の医療機関に雇用される医療従事者の就労不能等に伴う損害</p>	<p>診療停止等の状態にある医療機関で雇用されている又は雇用されていた医療従事者の原発事故後の失業及び休業の状況並びにその減収額を把握する。また、再就職している場合には、再就職活動に要した費用についても考慮する。</p> <p>（調査内容及び方法については、勤労者分野における「就労不能等に伴う損害」に関する調査と適宜調整しながら検討する。）</p>
<p>⑦域外搬送された入院患者・同行者の帰院・帰宅の交通費の負担</p>	<p>現時点では、入院患者の帰院方法が不明なため、調査できない。ただし、今後、調査を行う際には、患者の症状の程度に応じて適切な搬送方法が異なることを考慮する必要がある。（ただし、同行者の帰宅費については、医療分野ではなく、一般の避難等対象者が負担した費用の調査の中で把握する。）</p>
<p>⑧医療機関が負担した入院患者の域外搬送に要した費用</p>	<p>入院患者の域外搬送について、医療機関が搬送費用を負担した場合の当該費用額について調査する。</p>

<p>⑨30km 圏外の医療機関の診療縮小又は診療停止による営業損害（患者数の減少による営業損害を含む。）</p>	<p>30km 圏外の医療機関について、原発事故後の収益額の実績と過去の収益額の実績を比較することにより、逸失利益を算定する。その際、季節による患者数の増減等の収益額への影響を考慮する。</p> <p>また、不動産や診療縮小等により使用不能となる医薬品等財物の価値の喪失・減少による損害額、借入金の返済延期による利息の増加による損害額、患者の避難等による未収金の増加による損害額、自主避難・離職をした職員の代替職員の確保のための費用について調査する。</p>
<p>⑩福島県へ医療チームを派遣している派遣元医療機関における諸経費、逸失利益</p>	<p>福島県内に医師等を派遣した医療機関について、派遣期間中の収益額の実績と過去の収益額の実績を比較することにより、逸失利益を算定する。その際、季節による患者数の増減等の収益額への影響を考慮する。</p> <p>また、派遣に要した旅費等の諸経費について調査する。その際、旅費等が災害救助費から支弁される場合には、その額を控除する。</p>
<p>⑪20km 圏内、計画的避難区域、20-30km 圏内、緊急時避難準備区域（計画的避難区域を除く。）の医療関係職種の養成所の授業中止・延期に伴う費用、学生の転学や入学先の変更に伴う損害</p>	<p>授業の中止・延期の状態にある医療関係職種の養成所について、原発事故後に要した諸経費と過去の同時期における諸経費を比較することにより、授業中止・延期等に伴って必要となった費用を算定するとともに、原発事故後の学生数と過去の学生数の実績を比較することにより、学生の転学や入学先の変更に伴う損害を算定する。</p>
<p>医療（薬局）分野</p>	
<p>①患者・住民の医薬品等購入機会減少の影響による損害に関する調査</p>	<p>地域別（20km 圏内、計画的避難区域、20-30km 圏内、緊急時避難準備区域、30km 圏外）に、医薬品を服用している患者が薬剤を入手するために追加で必要となった経費（交通費等）や健康被害（病態の悪化、治療の遅れなど）などの医薬品の購入に係る損害について調査する。</p>

<p>②薬局における損害状況及び損害額算定方法に関する調査</p>	<p>地域別（20km 圏内、計画的避難区域、20-30km 圏内、緊急時避難準備区域、30km 圏外）に、開局状況、調剤薬局における処方箋枚数、一般用医薬品販売実績等について、事故前後の変化を過去の推移等と比較する。その際、同規模の人口における調剤した処方箋枚数の全国平均値等の動向と比較することにより、原発事故による調剤薬局の経営への影響を検討する。</p> <p>また、流通の支障による医薬品等の供給不足による業績への影響、休業により使用不能となる医薬品等の損害を調査する。</p> <p>さらに、医療チームへの薬剤師派遣により派遣元薬局における逸失利益を調査する。</p>
<p>③薬局に雇用される薬剤師等の従事者の損害に関する調査</p>	<p>調査地域内の医療機関及び薬局で雇用されている又は雇用されていた薬剤師等の従事者の原発事故後の失業及び休業の状況並びにその減収額を把握する。その際、再就職活動に要した費用についても考慮する。</p> <p>（調査内容及び方法については、勤労者分野における「就労不能等に伴う損害」に関する調査と適宜調整しながら検討する。）</p>
<p>福祉（児童）分野</p>	
<p>1. 事業者</p>	
<p>①警戒区域・計画的避難区域・緊急避難準備区域における施設の事業者に係る損害状況及び損害額算定方法の調査（当該地域の保育所はいずれの場合も休所）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・休所したことによる収入の減 ・移転等に伴う、代替地や仮施設用地の取得費用、施設・設備の取得費用（賃借する場合も含む。） ・職員の離職に伴う事業継続の困難
<p>②①の地域外における施設の事業者に係る損害状況及び損害額算定方法の調査</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外活動の制限や風評被害による利用児童の減少とそれに伴う収入の減 ・施設等に付着した放射性物質ならびに敷地内の土壌の入れ替えなど、放射性物質の除去にかかる費用 ・放射線線量計の購入費用 ・乳幼児への飲料水の提供費用
<p>2. 職員</p>	
<p>①域外避難に伴う費用について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・移転に伴う交通費、運搬費、滞在費 ・移転に伴う住まいの確保にかかる費用 ・移転を困難とする離職者への補償 <p>（調査内容及び方法については、勤労者分野における「就労不能等に伴う損害」に関する調査と適宜調整しながら検討する。）</p>
<p>福祉（障害・老健）分野</p>	

<p>① 社会福祉施設等の損害状況及び損害額算定方法に関する調査</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・エリア（避難区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域、その他区域）別、施設・事業（入所系、通所系、訪問系）別、営業状況（営業継続、移転、休業、廃業）別等の損害状況の把握。（障害者の就労支援事業所については、物品の販売や農作物の生産等に係るものを含む。） ・原発事故前後の動向や過去の売上実績との比較による、経営への影響及び未収債権の状況の把握。 ・原発事故により新たに発生した避難・移転・処分・放射線検査・放射線除去等にかかる費用（今後発生する予定のものを含む）の把握。 ・職員の離職等に伴い事業継続が困難になった事例の把握。 ・風評被害に伴う経営への影響の把握。 ・職員派遣に伴う派遣元施設等の営業損害や職員受入に要した費用の把握。 ・財物の価値の喪失・減少に伴う経営への影響の把握。
<p>② 利用者の被害状況調査</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・避難のために要した利用者・同行者の交通費、滞在費、増加した生活費、生活必需品等の購入費及び避難先からの帰所・帰宅のための交通費等の把握。 ・サービスを受ける機会の低下に伴う症状の重症化等の生命・身体的損害の把握。 ・就労支援事業所を利用する障害者の工賃等の収入の減収の把握。
<p>③ 職員の被害状況調査</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・避難・移転等に伴い、職員が負担した交通費、滞在費、増加した生活費、生活必需品等の購入費及び避難先からの帰所・帰宅のための交通費等の把握。 ・離職・休業を余儀なくされた職員の補償に係る把握。 <p>（調査内容及び方法については、勤労者分野における「就労不能等に伴う損害」に関する調査と適宜調整しながら検討する。）</p>
<p>生活衛生分野</p>	
<p>① 生活衛生分野における営業損害の範囲及び損害額算定方法に関する調査</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 生活衛生関係営業に固有の機械、設備・機器及び備品等について、福島県内における生衛同業組合の業種別に、事業再開時におけるこれら設備機器等の使用の可否、更新・交換に要する費用等について調査する。 ② お客様からの寄託物等（クリーニング業における洗濯物の預かり品、旅館ホテル業における預かり品等）に関する損害の実態を調査する。

<p>② 生活衛生分野におけるいわゆる風評被害の損害の範囲及び損害額算定方法に関する調査</p>	<p>生衛業について、産業としての活動内容の特徴を踏まえ、風評被害を算定するため、生衛業の業種別売上高、地域の消費支出額等を時系列で整理し、他地域の状況と比較する。</p> <p>また、宿泊をキャンセルした旅行者が消費したはずの飲食や入浴等の減少分について調査する。</p>
<p>③ 技術力のある従業員の離職による経営困難、売上低迷等による損害に関する調査</p>	<p>生衛業は従業員の技術力に支えられる産業であることから、福島県における技術者の離職・県外流出、風評による外国人調理師等の帰国により営業継続が困難になっている生衛業の損害の実態を調査する。</p>
<p>勤労者分野</p>	
<p>①指針における「就労不能等に伴う損害」等に関する損害の立証方法及び損害額の算定方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・賃金台帳や給与明細などが残っていない場合の立証手段 ・「就労不能等に伴う損害」の対象範囲及び損害額の算定方法等
<p>②労働者の精神的損害</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・損害賠償の対象となる精神的損害の類型化とその範囲等
<p>③上記以外の勤労者の損害の類型</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所の休業等に伴う労働者の配置転換等に伴う追加費用 ・その他の減収、追加費用（公的給付の減収、交通機関の変更等に伴う交通費の増額分等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・損害賠償の対象となる損害の範囲等
<p>④原発作業員等関係</p> <p>(1) 福島第一原発で特にやむを得ない緊急の作業に従事したため、被ばく線量の総量が 100mSv を超えた労働者については、電離則において定める被ばく線量限度が 5 年間で 100mSv であるため通常の放射線業務に従事できなくなることを理由とする解雇や配置転換による所得の減少に対する補償</p> <p>(2) 事業者が法定外の健康診断を実施した場合、労働者が健康上の不安を感じて自ら健康診断等を受けた場合及び離職後の健康診断等を受けた場合の費用等</p> <p>(3) 福島第一原子力発電所の事故のため、新たに放射線被ばくのおそれ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・(1)～(3) 損害の対象とする労働者の範囲及び損害額の算定方法等

<p>のある業務に従事することとなった労働者について、事業者が被ばく線量管理、健康管理等の諸措置を講じた場合に係る費用</p> <p>(4) 東京電力の労働者に係る負傷疾病等についての労災保険による補償を超えた部分の損害</p> <p>(5) 東京電力以外の労働者に係る負傷疾病等についての労災保険による補償を超えた部分の損害</p>	<p>・(4)(5) 労災保険による補償の範囲と賠償すべき範囲との関係等</p>
<p>⑤原賠法の賠償の時効期間及び起算点</p>	<p>・労働者の晩発性の健康障害等の損害賠償に係る時効等について、判例、他の制度における考え方の調査等</p>
<p>⑥その他考えられる損害類型の検討</p>	<p>・ヒアリング調査の実施等</p>

地方公共団体分野における調査事項等

調査項目	具体的調査内容
地方公共団体が受けた損害の範囲	<p>・原子力災害に伴い、地方税等歳入の減収を含め地方公共団体が受けた損害の実態調査、実態調査を踏まえた損害項目の整理、損害額の算定方法の検討等</p>

